平成２８年（フ）第６０４号
大阪市大正区小林東３丁目９番18号２階、前住所大阪市大正区小林東３丁目９番18号１階（前々住所）大阪府豊中市旭丘６番６－605号
債務者　伊藤香菜子（旧姓堂園）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０８号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号、前住所大阪府茨木市庄２丁目25番45号
債務者　本田　賢治
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１６号
大阪府豊中市三和町４丁目１番21号205号、前住所大阪市淀川区三津屋南２丁目14番30号
債務者　中村　信幸
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１８号
大阪市此花区西九条１丁目10番10号
債務者　萩　　宗晃
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１９号
大阪市此花区西九条１丁目10番10号
債務者　萩　　聖子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６号
北海道赤平市錦町２丁目５番地
債務者　渡辺　美佳（旧姓平間）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
北海道白老郡白老町字北吉原181番地　東社宅２－３Ａ
債務者　杉　　早苗（旧姓和嶋）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
北海道白老郡白老町字竹浦204番地155
債務者　三浦　紳治
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
北海道上川郡清水町南10条７丁目２番地　東団地95号
債務者　矢藤　明美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
山形県鶴岡市三瀬字越戸202番地１
債務者　忠鉢　勇一
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３号
福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字大塩4386番地の１、前住所福島県喜多方市岩月町宮津字中田付2788番地１
債務者　大内まゆみ（旧姓矢吹）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
群馬県太田市新田萩町120番地　エクセレントＢ－105号、前住所群馬県太田市大原町67番地11
債務者　藤生久美子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２４号
香川県高松市国分寺町新名688番地３　サーパス国分寺601
債務者　松原　和代
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４号
香川県木田郡三木町大字平木518番地10
債務者　大島　健二
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８６０号
名古屋市中川区大畑町２丁目84番地　コンフォート大畑101号
債務者　野原　祐司
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１３号
愛知県小牧市小牧５丁目24番地
債務者　田中美由紀
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４号
愛知県春日井市南花長町13番地14　ソシアル山吹203号
債務者　内山　淳一
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部